
平成26年度
「企業が反社会的勢力による
被害を防止するための指針」
に関するアンケート
(調査結果)

平成26年11月

調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部
調査機関	一般社団法人輿論科学協会

はじめに

政府は、平成19年6月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定しました。本資料は、企業における反社会的勢力への対応の実態や、同「指針」の導入状況等を把握するため、平成26年7月に全国の企業10,000社を対象として、反社会的勢力による不当要求の有無やその内容、「指針」に基づいた反社会的勢力との関係遮断の取組状況、行政機関への要望等についてアンケート調査した結果をとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各企業関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。

- ① 調査方法 郵送法
- ② 調査対象 全国の企業10,000社に対して調査票を送付して調査を行った。
- ③ 調査時期 平成26年7月

2 回収結果

調査票の回収数は、2,703通(回収率27.0%)であった。

II 回答企業のプロフィール

表1 業種（複数回答）

1. 建設業	349 (12.9 %)
2. 製造業	193 (7.1 %)
3. 運輸・通信業	255 (9.4 %)
4. 不動産業	333 (12.3 %)
5. 卸売・小売業（商社を含む）	373 (13.8 %)
6. 銀行業	96 (3.6 %)
7. 証券・保険業	165 (6.1 %)
8. その他金融業	197 (7.3 %)
9. 飲食業	134 (5.0 %)
10. 電気・ガス・水道・熱供給業	33 (1.2 %)
11. その他サービス業	813 (30.1 %)
12. その他	312 (11.5 %)
13. 無回答	0 (0.0 %)
全体	2,703 (100.0 %)

※1社で複数の業種を回答している企業もあるため、合計は100%にならない。

表2 所在地

1. 北海道	217 (8.0 %)
2. 東北地方	125 (4.6 %)
3. 東京都	941 (34.8 %)
4. 関東地方（東京都を除く）	334 (12.4 %)
5. 中部地方	256 (9.5 %)
6. 近畿地方	413 (15.3 %)
7. 中国地方	145 (5.4 %)
8. 四国地方	55 (2.0 %)
9. 九州地方	217 (8.0 %)
10. 不明および無回答	0 (0.0 %)
合計	2,703 (100.0 %)

表3 売上高

1. 1,000万円未満	209 (7.7 %)
2. 1,000万円以上3,000万円未満	239 (8.8 %)
3. 3,000万円以上5,000万円未満	138 (5.1 %)
4. 5,000万円以上1億円未満	239 (8.8 %)
5. 1億円以上3億円未満	442 (16.4 %)
6. 3億円以上5億円未満	209 (7.7 %)
7. 5億円以上10億円未満	244 (9.0 %)
8. 10億円以上100億円未満	505 (18.7 %)
9. 100億円以上	424 (15.7 %)
10. 無回答	54 (2.0 %)
合計	2,703 (100.0 %)

表4 従業員数

1. 5人未満	633 (23.4 %)
2. 5人以上10人未満	361 (13.4 %)
3. 10人以上50人未満	652 (24.1 %)
4. 50人以上100人未満	249 (9.2 %)
5. 100人以上500人未満	421 (15.6 %)
6. 500人以上1,000人未満	100 (3.7 %)
7. 1,000人以上	275 (10.2 %)
8. 無回答	12 (0.4 %)
合計	2,703 (100.0 %)

表5 企業特性

1. 上場企業（新興市場を除く）	159	（ 5.9 %）
2. 新興市場（ジャスダック、マザーズ等）上場企業	11	（ 0.4 %）
3. その他の有価証券報告書提出企業	56	（ 2.1 %）
4. 上記以外の株式会社	1,656	（ 61.3 %）
5. 有限、合名、合資、合同会社	336	（ 12.4 %）
6. 相互会社、信用金庫、信用組合等	58	（ 2.1 %）
7. 個人事業主	220	（ 8.1 %）
8. その他の法人	188	（ 7.0 %）
9. 無回答	19	（ 0.7 %）
合計	2,703	（ 100.0 %）

表6 団体等への加盟の有無

1. 加盟している	1,733	（ 64.1 %）
2. 加盟していない	870	（ 32.2 %）
3. 無回答	100	（ 3.7 %）
合計	2,703	（ 100.0 %）

表7 関連する官公庁（複数回答）

1. 公安委員会	416	（ 15.4 %）
2. 金融庁	328	（ 12.1 %）
3. 消費者庁	22	（ 0.8 %）
4. 総務省	49	（ 1.8 %）
5. 国土交通省	644	（ 23.8 %）
6. 法務省	88	（ 3.3 %）
7. 外務省	5	（ 0.2 %）
8. 財務省	149	（ 5.5 %）
9. 文部科学省	23	（ 0.9 %）
10. 環境省	171	（ 6.3 %）
11. 厚生労働省	360	（ 13.3 %）
12. 農林水産省	99	（ 3.7 %）
13. 防衛省	20	（ 0.7 %）
14. 経済産業省	222	（ 8.2 %）
15. 地方自治体	805	（ 29.8 %）
16. その他	39	（ 1.4 %）
17. 無回答	288	（ 10.7 %）
全体	2,703	（ 100.0 %）

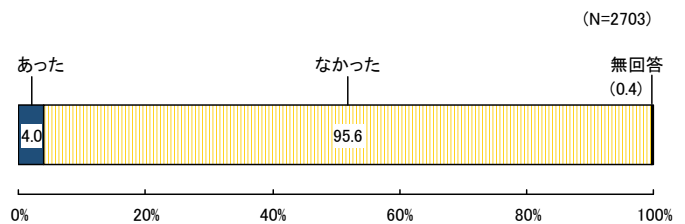
※ 1社で複数の関連する官公庁を回答している企業もあるため、合計は100%にならない。

Ⅲ 設問ごとの調査結果

1 不当要求等の実態について

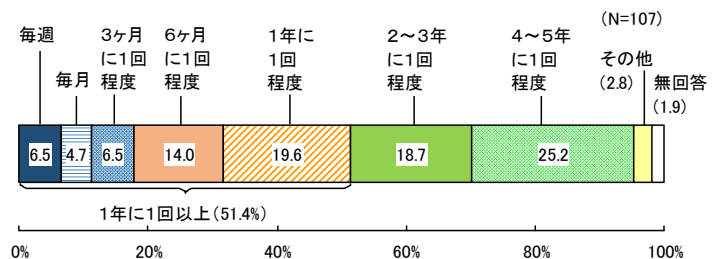
1.1 不当要求の有無について

過去5年間に反社会的勢力からの不当要求を受けた経験がある企業の割合は、全体の4.0%（107社）であった。



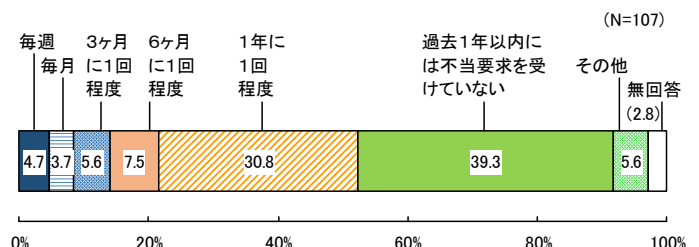
1.2 不当要求の頻度について（過去5年間）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業107社についてその頻度をみると、「4～5年に1回程度」が25.2%と最も多く、全体の51.4%の企業が、1年に1回以上の不当要求を受けていた。



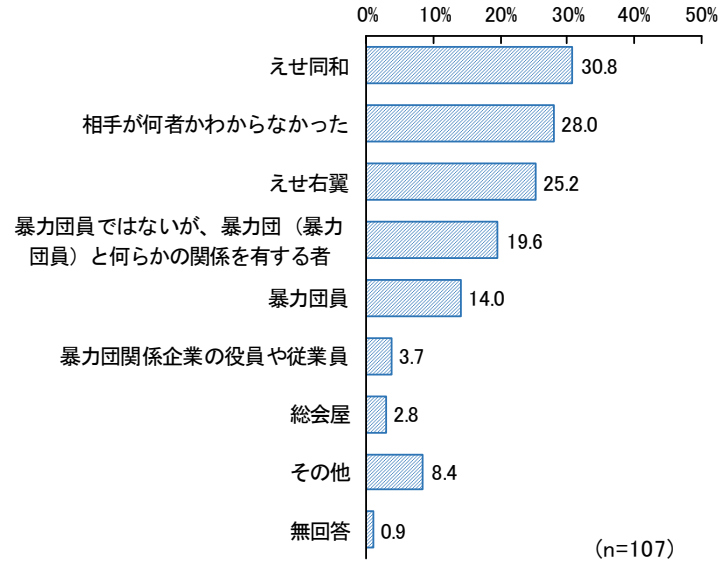
1.3 不当要求の頻度について（過去1年以内）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業107社のうち、不当要求を受けた期間を過去1年以内に限定すると、その頻度は「1年に1回程度」が30.8%と最も多く、次いで「6ヶ月に1回程度」（7.5%）が多い。



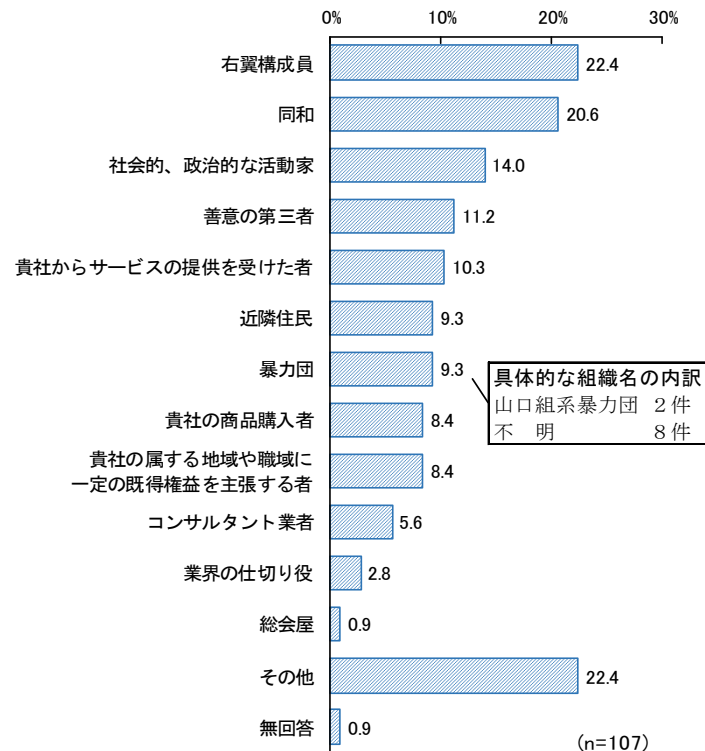
1.4 不当要求の相手方の属性について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業107社が、その相手方をどのように認識したかをみると、「えせ同和」が30.8%と最も多く、以下「相手が何者かわからなかった」（28.0%）、「えせ右翼」（25.2%）、「暴力団員ではないが暴力団（暴力団員）と何らかの関係を有する者」（19.6%）、「暴力団員」（14.0%）と続く。



1.5 不当要求の相手方の自称について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業107社について、その相手方がどのように名乗ったかをみると、「右翼構成員」が22.4%と最も多く、以下「同和」（20.6%）、「社会的、政治的な活動家」（14.0%）と続く。



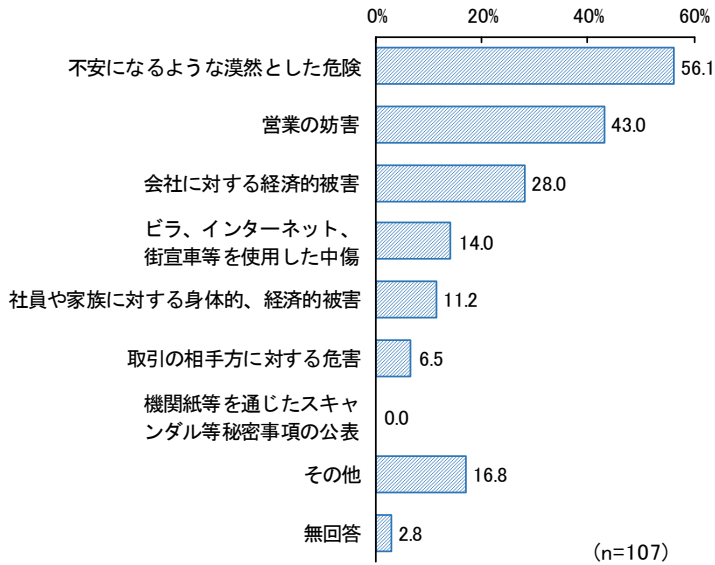
1.6 不当要求の内容について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業107社について、不当要求行為の内容をみると、「機関紙、書籍、名簿等の購読を要求」が37.4%と最も多く、以下「寄付金、賛助金、会費等を要求」（25.2%）、「因縁を付けて金品や値引きを要求」（23.4%）と続く。



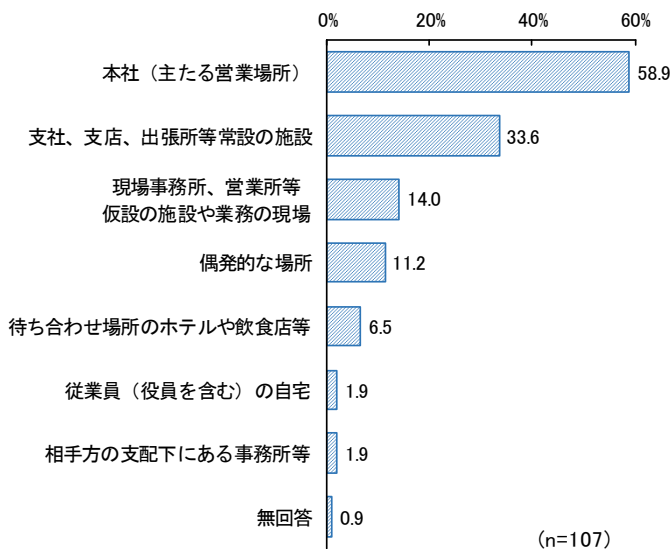
1.7 不当要求の際の具体的な脅しの内容について (複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業107社について、不当要求を拒否した場合にどのような危害を加えられると認識したかをみると、「不安になるような漠然とした危険」が56.1%と最も多く、以下「営業の妨害」(43.0%)、「会社に対する経済的被害」(28.0%)と続く。



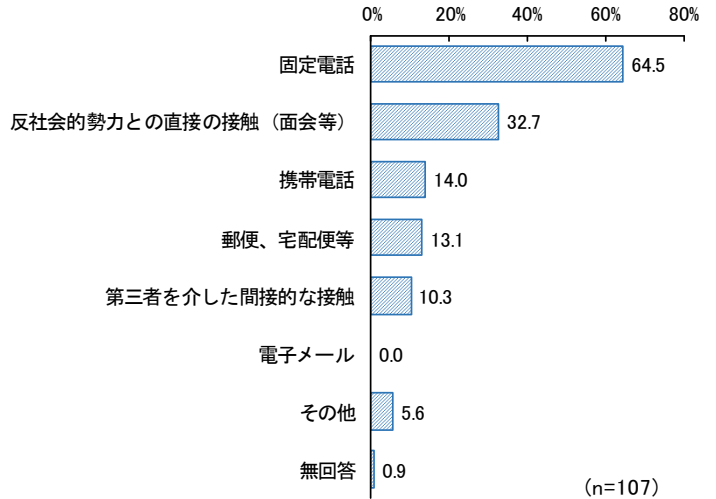
1.8 不当要求を受けた場所について (複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業107社について、不当要求を受けた場所をみると、「本社(主たる営業場所)」が58.9%と最も多く、以下「支社、支店、出張所等常設の施設」(33.6%)、「現場事務所、営業所等仮設の施設や業務の現場」(14.0%)と続き、多くが自社の関係施設において不当要求を受けている。



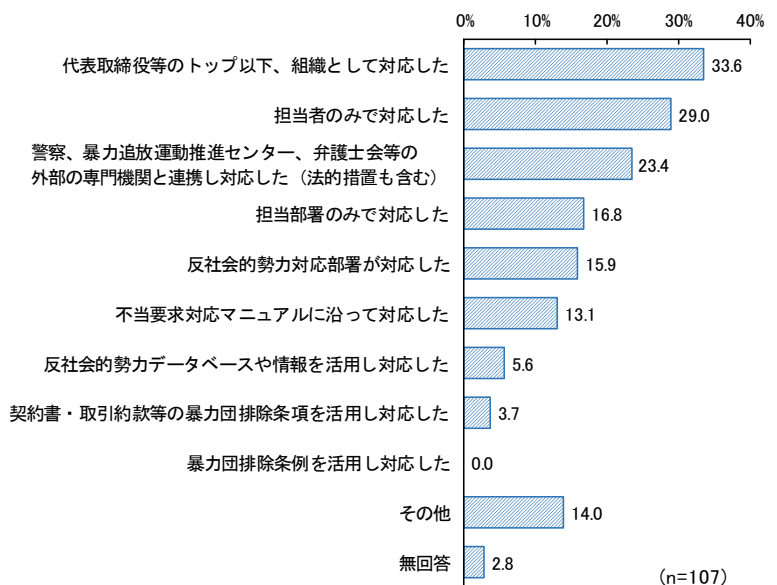
1.9 不当要求の手段について (複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業107社について、どのような手段で不当要求を受けたかをみると、「固定電話」が64.5%と最も多く、以下「反社会的勢力との直接の接触(面会等)」(32.7%)、「携帯電話」(14.0%)と続く。



1.10 不当要求への対応状況について (複数回答)

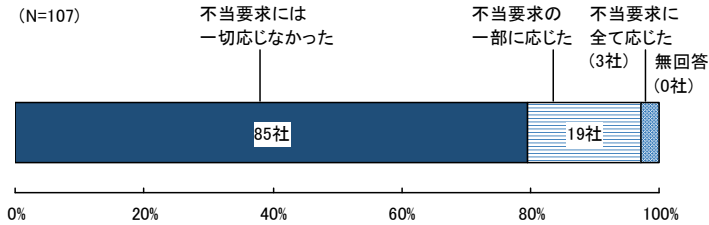
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業107社について、不当要求に対してどのように対応したかをみると、「代表取締役等のトップ以下、組織として対応した」が33.6%と最も多く、以下「担当者のみで対応した」(29.0%)、「警察、暴力追放運動推進センター、弁護士会等の外部の専門機関と連携し対応した(法的措置も含む)」(23.4%)と続く。



1.11 不当要求への措置結果について

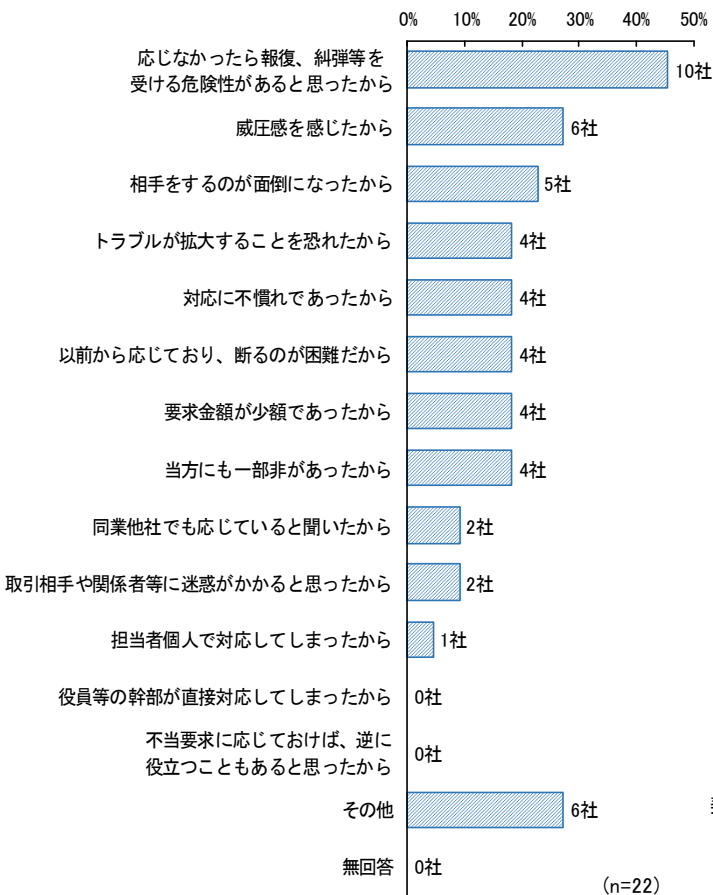
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業107社について、どのように対処したかをみると、「不当要求には一切応じなかった」企業が85社となっている。

一方、「不当要求の一部に応じた」が19社、「不当要求に全て応じた」が3社となっている。



1.12 不当要求に応じた理由について（複数回答）

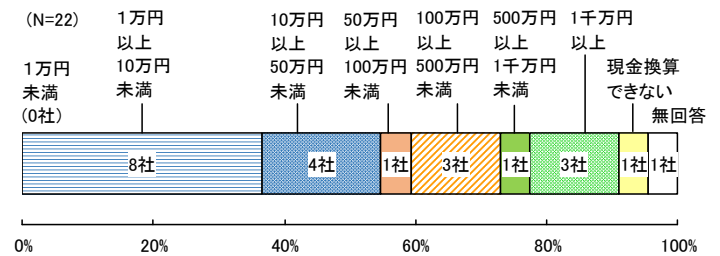
「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業22社について、不当要求に応じた理由をみると、「応じなかったら報復、糾弾等を受ける危険性があると思ったから」が10社と最も多く、以下「威圧感を感じたから」が6社、「相手をするのが面倒になったから」が5社と続く。



1.13 過去5年間に応じた要求額について

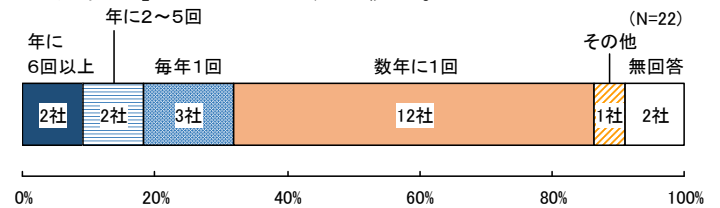
「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業22社について、過去5年間に応じた不当要求の合計金額をみると、「1万円以上10万円未満」が8社と最も多く、50万円未満の要求に応じた企業が12社と過半数を占めた。

一方、500万円以上の要求に応じた企業は4社である。



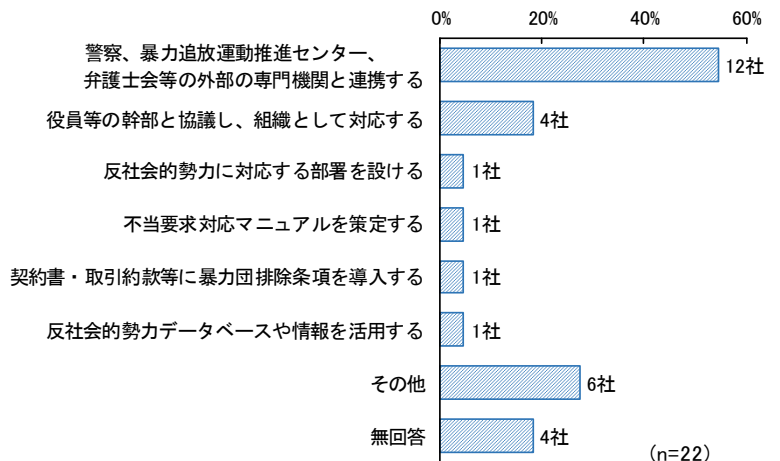
1.14 過去5年間の不当要求に応じた頻度について

「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業22社について、過去5年間に不当要求に応じた頻度をみると、「数年に1回」が12社と最も多く、以下「毎年1回」が3社、「年に2～5回」、「年に6回以上」がともに2社と続く。



1.15 不当要求に応じないための方策について（複数回答）

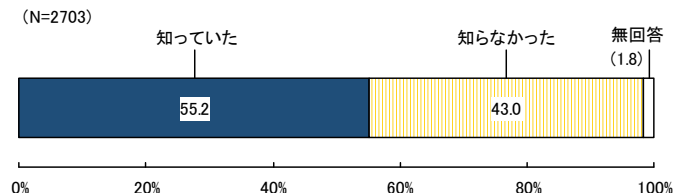
「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業22社について、不当要求に応じないための方策を聞いたところ、「警察、暴力追放運動推進センター、弁護士会等の外部の専門機関と連携する」が12社と最も多く、次いで「役員等の幹部と協議し、組織として対応する」が4社と続く。



2 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について

2.1 「指針」について

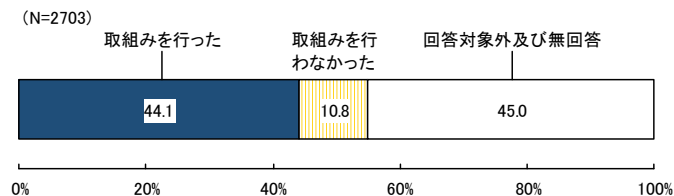
「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について、「知っていた」とする割合は55.2% (1,493社)、「知らなかった」は43.0% (1,161社)となっている。



2.2 「指針」に沿った取組みについて

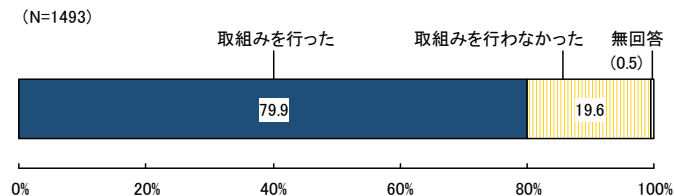
本アンケートにおける全回答企業2,703社でみると、「指針」に沿った「取組みを行った」とする企業の割合は44.1% (1,193社)となっている。

【アンケート全回答企業】



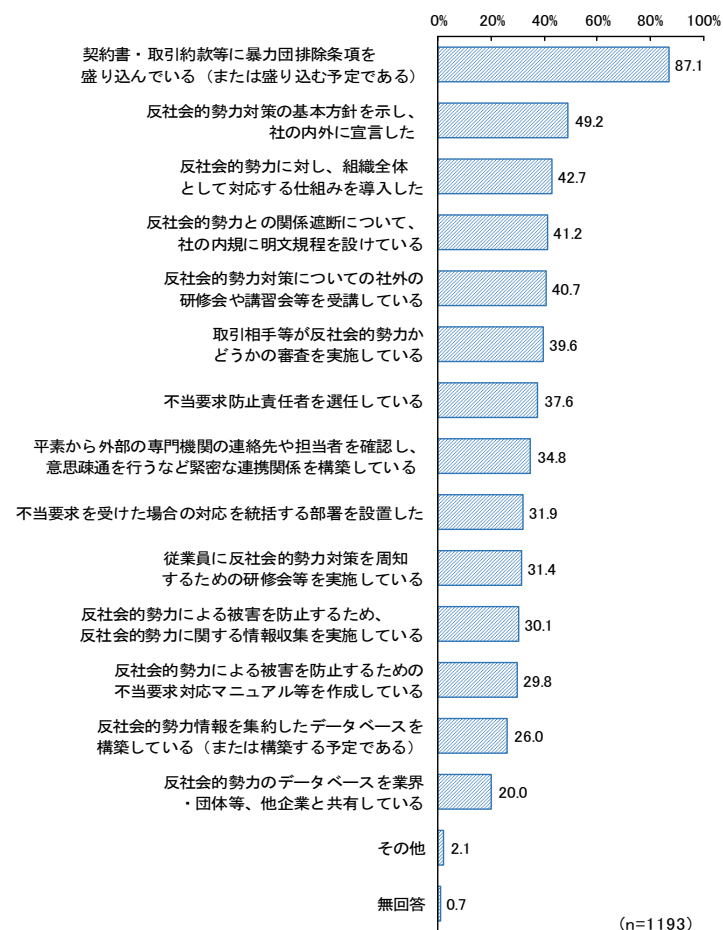
「指針」を知っていた企業1,493社のうち、「指針」に沿って「取組みを行った」とする割合は79.9%、「取組みを行わなかった」は19.6%となっている。

【「指針」を知っていた企業】



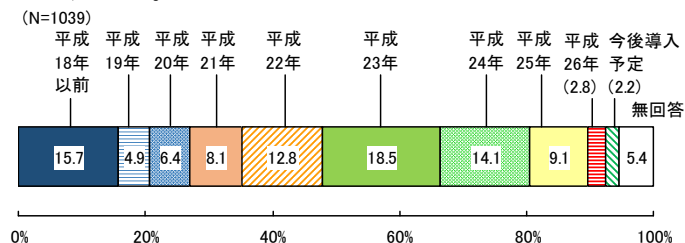
2.3 反社会的勢力による被害防止のための取組み内容について（複数回答）

「指針」に沿った取組みを行った企業1,193社について、その取組み内容を見ると、「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（または盛り込む予定である）」が87.1% (1,039社)と最も多く、以下「反社会的勢力対策の基本方針を示し、社の内外に宣言した」(49.2%)、「反社会的勢力に対し、組織全体として対応する仕組みを導入した」(42.7%)と続く。



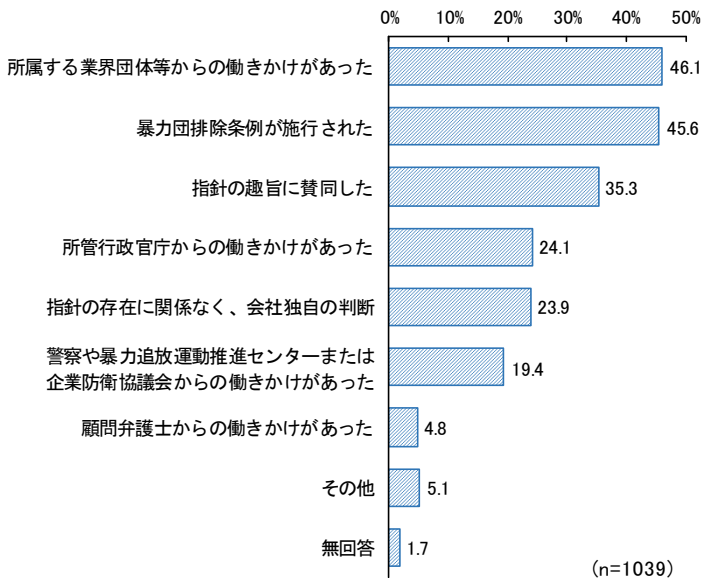
2.4 暴力団排除条項の導入時期について

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（または盛り込む予定である）」と答えた企業1,039社について、暴力団排除条項の導入時期を見ると、「平成23年」が18.5%と最も多く、「指針」が公表された平成19年から平成26年までに導入した企業が7割以上を占める。



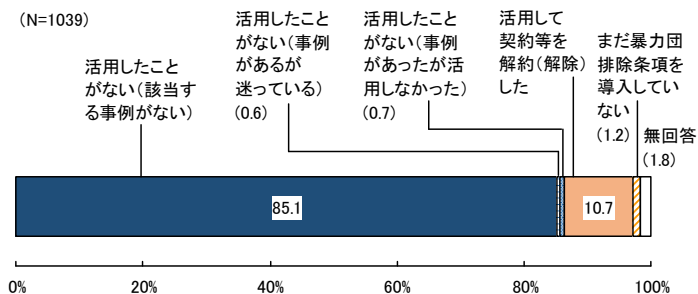
2.5 暴力団排除条項を盛り込んだ理由について (複数回答)

暴力団排除条項を盛り込んだ(または盛り込む予定である)企業1,039社について、その理由をみると、「所属する業界団体等からの働きかけがあった」(46.1%)、「暴力団排除条例が施行された」(45.6%)が同程度で多く、以下「指針の趣旨に賛同した」(35.3%)、「所管行政官庁からの働きかけがあった」(24.1%)と続く。



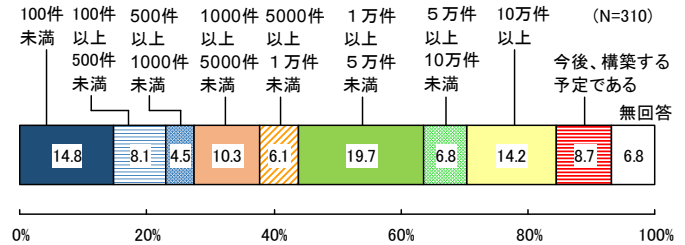
2.6 暴力団排除条項の活用について

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる(または盛り込む予定である)」と答えた企業1,039社のうち、「活用して契約等を解約(解除)した」企業は10.7%であった。



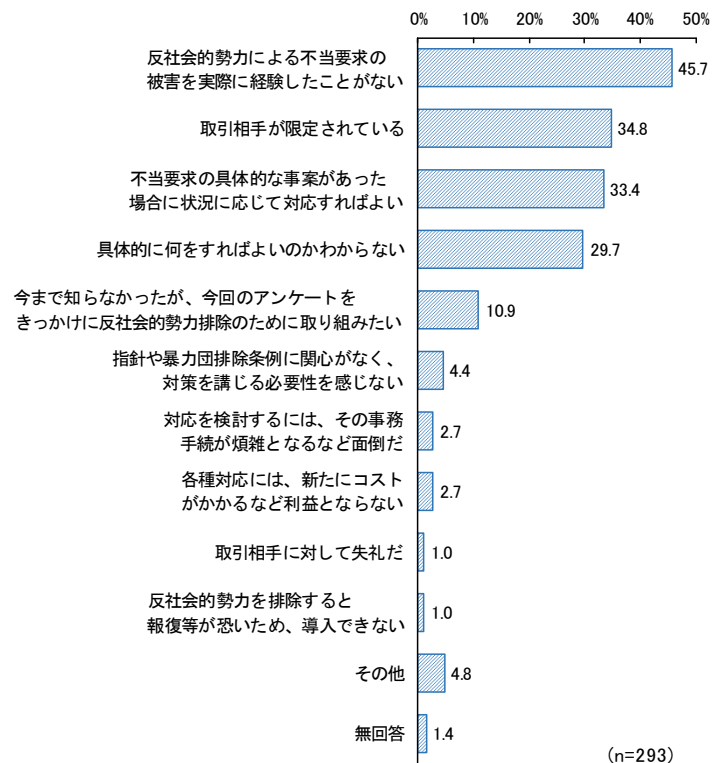
2.7 データベースの構築状況について

前記2.3で「反社会的勢力情報を集約したデータベースを構築している(または構築する予定である)」と答えた企業310社について、情報の蓄積件数をみると、「1万件以上5万件未満」が19.7%と最も多く、1万件以上の情報の蓄積件数を有する企業が全体の40.6%を占める。



2.8 反社会的勢力への各種対応を実施しない理由について(複数回答)

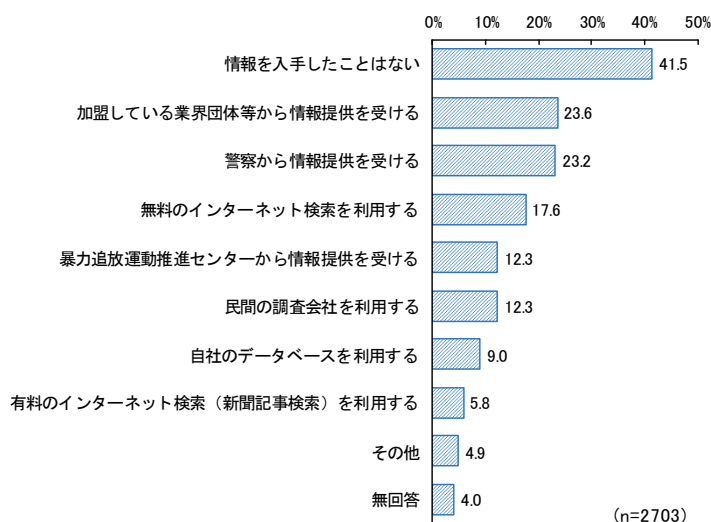
「指針」を知っていた企業のうち、「指針」に沿った取組みを行わなかった企業293社について、その理由をみると、「反社会的勢力による不当要求の被害を実際に経験したことがない」が45.7%と最も多く、以下「取引相手が限定されている」(34.8%)、「不当要求の具体的な事案があった場合に状況に応じて対応すればよい」(33.4%)、「具体的に何をすればよいのかわからない」(29.7%)と続く。



2.9 暴力団情報の入手方法について（複数回答）

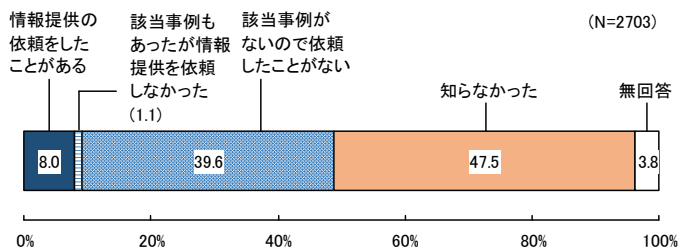
取引先が反社会的勢力に該当するかどうかの「情報を入手したことはない」とする企業は41.5%であった。

一方、入手する方法について、「加盟している業界団体等から情報提供を受ける」が23.6%と最も多く、以下「警察から情報提供を受ける」（23.2%）、「無料のインターネット検索を利用する」（17.6%）、「暴力追放運動推進センターから情報提供を受ける」（12.3%）と続く。



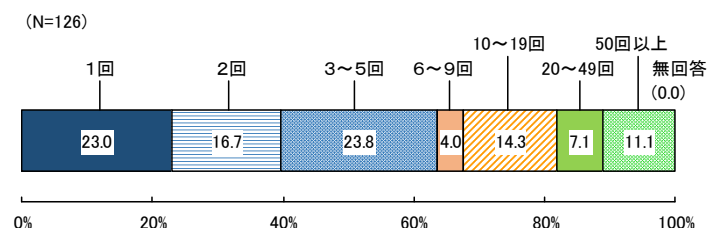
2.10 警察の暴力団情報提供について

警察の暴力団情報提供制度について、「情報提供の依頼をしたことがある」とする割合は8.0%（217社）、「該当事例もあったが情報提供を依頼しなかった」とする割合は1.1%、「該当事例がないので依頼したことがない」とする割合は39.6%となっている。これらを合計すると、警察の暴力団情報提供制度を知っていた割合は48.8%で、「知らなかった」とする割合は47.5%である。



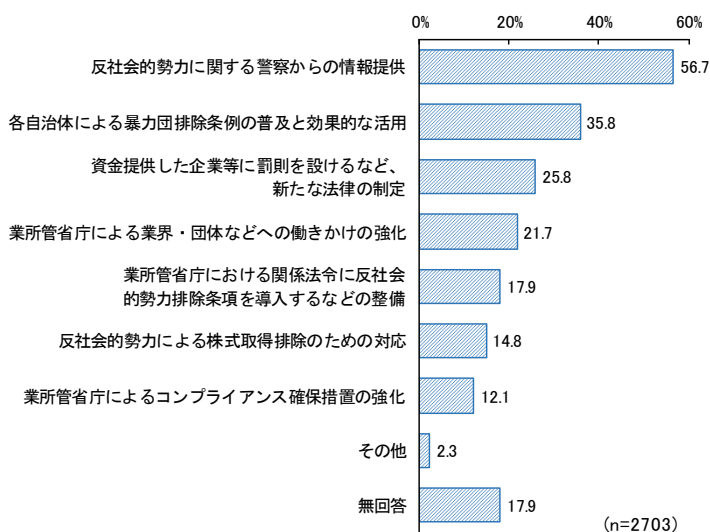
2.11 警察の暴力団情報提供の回数について

警察に暴力団情報の提供を依頼したことがある企業217社の情報提供の回数をみると、「1回」が23.0%と最も多い。次いで「3～5回」（23.8%）が多く、複数回依頼した企業は77.0%を占めている。



2.12 行政機関への要望について（複数回答）

反社会的勢力との関係を遮断するために、行政機関に実施して欲しい施策としては、「反社会的勢力に関する警察からの情報提供」が56.7%と最も多く、以下「各自治体による暴力団排除条例の普及と効果的な活用」（35.8%）、「資金提供した企業等に罰則を設けるなど、新たな法律の制定」（25.8%）と続く。



調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部
調査機関	一般社団法人輿論科学協会
